

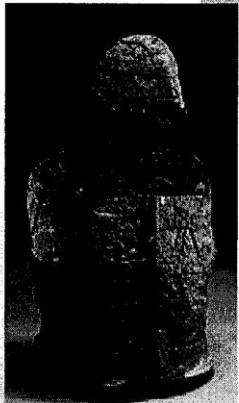
新語  
今昔物語  
第9話

大東ふるさとカルタに見る地域遺産①  
『堂山は金の鳥なく元旦に』

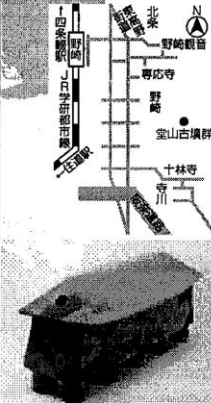
寺川5丁目の堂山には古くから「正月の元旦の朝、金のわとりが鳴く」という伝承が残されています。その地で古墳が発見されたことは、やはり伝承は何らかの背景を受け継いでいるものと実感することができません。

堂山古墳群は、昭和44年、47年の発掘調査により、古墳時代中期前半（5世紀前半）に造られた1号墳、古墳時代後期〜終末期（6世紀後半〜7世紀）に造られた2〜7号墳および未調査の8号墳で構成された古墳群であることが明らかにされました。

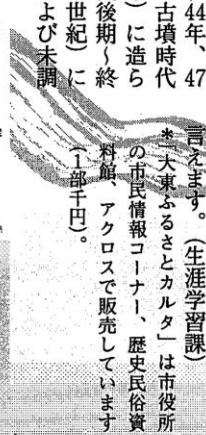
1号墳は径約25mの円墳で、鉄製の甲冑、刀剣21本、鉄製の弓矢の矢じり198本と、非常に多くの武器類の出土が特徴的で、当時における北河内地域の統治者の墓であったとされています。また、2〜7号墳は南斜面に密集する群集墳で、須



鉄製甲冑



須恵質四注式陶棺



恵質四注式陶棺を使用した3号墳、T字形の横穴式石室を持つ4号墳、一つの墳丘に二つの石室を有した双室墳の可能性がある5号墳、6号墳など、多彩で特異な様相を持っています。

古墳時代の北河内の実態を解明する上で欠かせない古墳群と言えます。(生涯学習課)

※大東ふるさとカルタは市役所の市民情報コーナー、歴史民俗資料館、アクロスで販売しています(一部千巴)。



新語  
今昔物語  
第10話

大東ふるさとカルタに見る地域遺産②  
『四条の名 条里制のあかしなり』

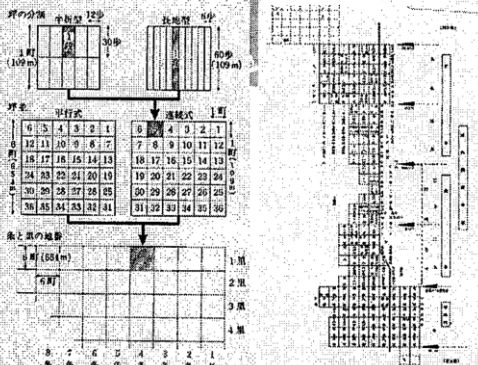
条里制とは、飛鳥・奈良時代（7〜8世紀）の律令国家により実施された土地区画の制度で、耕地を6町（約60a）四方に区切って、これを「里」と呼び、里を東西に並べたものを「条」と呼んだことからこのように呼ばれています。里はさらに各辺を6等分して、1町（約109a）四方を36区画に道、溝、畔などで区切り、その1区画を「坪」と呼び、土地全体を基盤目状に区画します。地割の方向は東西南北を原則として、群単位として南北に1条・2条、東西に1里・2里と数えます。

また、1里のなかの坪も里の角隅から1坪・2坪と数え、「何条何里何坪」と呼び、耕地の所在地を明確に位置表示する制度でした（第1図）。

その痕跡が市域東部の生駒山地山裾の平野部にうかがうことができ、その詳細が小字名の検討により復元されています（第2図）。当時、市域の東部は讃良群に属し、その条里地割のなかで、中垣内が1条、寺川が2条、野崎が3条、北条が4

条・5条にあたり、それが現在の地名の中にそのなごりを留めています。北条、四条地区などという呼び名をはじめ、北条に対する南条（寺川の2条、野崎の3条）というかつての地名は野崎観音西側の南條神社にその名称として残されています。

千数百年前に行われた土地制度のなごりが、現在の地名に残されていることを知るとき、その悠久の歴史に感慨深いものがあります。(生涯学習課)



第1図 条里制の概要

第2図 小字から復元した市域の条里地割

